

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物 (ハ) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロに該当するもの	ほ地域	B 1	経済産業局
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物 (ハ) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロに該当するもの	ほ地域	C	本省
輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物	へ地域	C	本省

(注1) 「貨物」欄における「告示で定める貨物」とは、「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成20年経済産業省告示第758号)に規定する貨物を指す。

(注2) 「仕向地」欄における「い地域①」、「ほ地域」及び「へ地域」の各地域群は「運用通達」の別表第1の別紙の(注)で定める国・地域を指す。

(注3) 「提出書類」欄における「A」、「B 1」、「C」及び「F」の各書類群は「提出書類通達」の別表4で定める提出書類を指す。

(注4) 「申請窓口」欄における「本省」は安全保障貿易審査課、「経済産業局」は経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課を指す。

なお、次に該当する場合にあっては、「本省」が「申請窓口」となる。

- ① 輸出令第4条第1項第一号に基づく仮に陸揚げした貨物のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第一号イ又はロに該当するもの